

計画の進捗管理と推進体制の充実

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、庁内推進会議や推進委員会などの体制を整え、計画の進捗状況を評価・確認・審議します。

男女共同参画の実現に向けた条件の整備

市職員一人ひとりが当事者意識を持った施策を進めるため、職員研修を充実させます。また、性別による差別的な取扱いや男女共同参画社会の形成を阻害する行為、関連する市政への苦情申し出を受ける相談窓口を開設します。

連携・協力

市民・事業者・各種団体等

計画の推進にあたり、市だけでなく、市民や事業所、NPO法人、市民活動団体等各種団体が、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携・協働することで、男女共同参画社会の実現を目指します。

国・県・他市町村

国や県、他の市町村、公益財団法人新潟県女性財団等の関係機関と連携・協力して、男女共同参画の推進を図ります。

第4次十日町市男女共同参画基本計画

ダイジェスト版

令和5年3月発行

十日町市総務部企画政策課協働推進係

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
TEL 025-757-3693 FAX 025-752-4635
E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp
ホームページ <http://www.city.tokamachi.lg.jp>

第4次
十日町市男女共同参画基本計画

2023年度～2027年度
(令和5年度～令和9年度)

一人ひとりが自分らしく生きる
元気なまちを目指して

令和5年3月
十日町市

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、性別に関係なく、誰もが多様な生き方を選択でき、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

家庭や地域、学校、職場など様々な場面において、男女共同参画の意識をより一層浸透させるとともに、SDGsの目標にある「ジェンダー平等」を踏まえ、性別にかかわらず誰もが活躍できる十日町市を目指すために、市は、十日町市男女共同参画基本計画に基づき様々な施策を行っています。

十日町市男女共同参画基本計画とは？

社会経済情勢の変化やこれまでの取組みの成果、課題をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた「設計図」となる計画です。また、この計画の一部を「DV防止法」及び「女性活躍推進法」に基づく十日町市での計画として一体的に策定しています。

計画の目標

一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち

計画の期間

この計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間です。

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
各種計画	第二次十日町市総合計画						
		第4次十日町市男女共同参画基本計画					
		第二期十日町市 人権教育・啓発推進計画					
		十日町市地域福祉計画					

施策の体系

基本目標

重点目標

1
男女平等を
推進する
社会づくり

- ① 男女共同参画の意識づくり
- ② ライフスタイルや性のあり方における自己決定を尊重する意識づくり
- ③ 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアルハラスメント等の根絶

2
女性が
活躍できる
社会づくり

- ① 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- ② 女性の力を生かせる社会づくり

3
多様な生き方
が選択できる
社会づくり

- ① 家庭と仕事・地域活動等との両立支援
- ② まちづくり・地域づくり等における女性の積極的な社会参画を図るための環境整備
- ③ 防災分野における男女共同参画の推進

この計画は、法律に基づく次の2つの計画と一体的に策定しています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

- 【主な取組み】
- ① 方針決定の場への女性の参画促進
 - ② 職場における均等な機会と待遇の確保促進
 - ③ 女性の職業能力向上と就業及び起業活動への支援
 - ④ 女性の市内定着、U・Iターン促進のための環境整備
 - ⑤ 誰もが働きやすい職場環境づくり
 - ⑥ 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護支援体制の整備・充実

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV防止法）」

- 【主な取組み】
- ① 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアルハラスメント等の防止に向けての啓発の推進
 - ② 相談窓口の周知と支援体制の充実